瀬戸市総合評価落札方式競争入札実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、瀬戸市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の１０の２（第１６７条の１２第４項及び第１６７条の１３において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素とを総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　　総合評価落札方式の実施対象は、建設工事のうち市長が定めた工事とする。

（落札者決定基準）

第３条　総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

２　落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たって留意すべき事項について、２人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

３　落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとし、２人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

４　前項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査員会設置要領（平成１９年４月１日施行）第１条の規定により設置された愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）で行うものとする。

５　落札者決定基準は、総合評価審査委員会での意見を聴取した上で、瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和４７年瀬戸市訓令第２号）第１条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）において決定するものとする。

（評価基準）

第４条　前条第３項の評価基準は、技術的能力の審査の要件を満たしている者について、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

⑴　評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度、地域貢献度等とする。

⑵　得点配分は、技術的能力の要件を満たしているかどうか及び技術提案等の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（評価の方法）

第５条　第３条第３項の評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）及び当該入札者の入札価格を基に、次の各号のいずれかを採用して数値（以下「評価値」という。）を求めるものとする。

⑴　加算方式

評価値＝技術評価点＋価格評価点（１００×（１－入札価格／予定価格））

⑵　除算方式

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格

（入札参加資格等の公告・掲示・通知）

第６条　総合評価落札方式による競争入札を実施しようとするときは、政令第１６７条の６に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

⑴　総合評価落札方式による競争入札を行う旨

⑵　当該総合評価落札方式による競争入札に係る落札者決定基準

２　前項の規定にかかわらず、技術提案を求める場合は、前項各号の事項に加えて技術提案の様式についても公告するものとする。

３　総合評価落札方式による競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第１２条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（施工計画提案等の提出及び審査）

第７条　入札参加者希望者は、市長が必要と認めた場合は、技術提案に関する書類等（以下「提案書」という。）を入札参加確認申請書に併せて提出するものとする。

ただし、指名競争入札で実施する場合には、別に指示する。

２　提案書の内、施工計画提案がある場合の審査は、委員会において評価を決定するものとする。

（技術的能力の審査結果の通知）

第８条　市長は、入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、一般競争入札においては入札参加資格確認結果通知をし、指名競争入札においては指名通知をするものとする。ただし、事後審査型一般競争入札においては入札参加資格確認結果を通知しないものとする。

２　技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、市長は、その理由を記載した書面により、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

（技術的能力の審査結果に対する説明等）

第９条　前条第２項の規定により、入札に参加することが認められない旨の通知を受けた者は、指定された期日までに市長に対し説明を求めることができるものとする。この場合において、説明を求める旨を記載した書面（様式自由）を持参することにより行うものとする。

２　市長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、書面により回答するものとする。

（落札者決定の方法）

第１０条　市長は、次の各号に掲げる要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。なお、この決定に際して必要と認められる場合は、あらかじめ２人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

⑴　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑵　入札参加資格要件及び技術的要件を全て満たしていること。

⑶　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回っていないこと。

２　落札者となるべき者の当該入札による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、前項にかかわらず、その者を落札者とせず、入札を

した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

（落札者の公表）

第１１条　前条により落札者を決定したときは、落札者及び当該入札に参加した者の評価値等の結果について公表するものとする。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

（瀬戸市総合評価落札方式競争入札試行要領の廃止）

２　瀬戸市総合評価落札方式競争入札試行要領は、廃止する。

附　則

この要領は、令和４年１２月２７日から施行する。